

定款の変更について

地方公共団体情報システム機構定款(平成26年3月25日総務大臣認可)の一部を次のように変更する。

第28条第2項中「規定する本人確認情報」の次に「及び同法第30条の42第1項の規定による通知に係る同法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

第37条第1項第4号中「関する省令」を「関する命令」に改め、同項第5号中「及び第30条の34」を「、第30条の34(第30条の44の13において準用する場合を含む。)及び第30条の44の12」に改める。

附 則(令和6年〇月〇日主務大臣認可)

この変更は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第37条第1項第5号の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

新旧対照表（定款）

新	旧
<p>（本人確認情報保護委員会の設置等）</p> <p>第28条（略）</p> <p>2 本人確認情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、住民基本台帳法第30条の7第1項の規定による通知に係る同法第30条の6第1項に規定する本人確認情報及び同法第30条の42第1項の規定による通知に係る同法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。</p> <p>（費用の負担）</p> <p>第37条 機構の運営に要する費用は、次の各号に掲げる収入をもって充てるものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）第37条第1項及び第50条第1項に規定する交付金</p> <p>(5) 住民基本台帳法第30条の23、第30条の34（第30条の44の13において準用する場合を含む。）及び第30条の44の12に規定する手数料</p>	<p>（本人確認情報保護委員会の設置等）</p> <p>第28条（略）</p> <p>2 本人確認情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、住民基本台帳法第30条の7第1項の規定による通知に係る同法第30条の6第1項に規定する本人確認情報_____の保護に関する事項を調査審議し、及びこれ_____に関し必要と認める意見を理事長に述べるすることができる。</p> <p>（費用の負担）</p> <p>第37条 機構の運営に要する費用は、次の各号に掲げる収入をもって充てるものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第37条第1項及び第50条第1項に規定する交付金</p> <p>(5) 住民基本台帳法第30条の23及び第30条の34_____に規定する手数料</p>

附 則（令和6年〇月〇日主務大臣認可）

この変更は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第37条第5号の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。